

ボランティアスタッフ説明会における意見に対する回答

Q.選ばれた法人のプレゼン内容とその理由を公表すべき

A. プロポーザル方式選定委員会は、「柏市プロポーザル方式の実施に関するガイドライン」に基づき、会議の公開については柏市情報公開条例第23条に基づくことになっており、不開示情報（同条例第7条。公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの）が含まれる事項について審査・審議等を行う会議を開催する場合は、その会議の全部または一部を公開しないことができるとされております。今回のプロポーザル選定はあらかじめ、参加法人の企画提案内容が他の事業者に漏れることを防ぐため、非公開を決定していたものです。審査員の使用した資料についてもすべて回収して、外部への漏洩を制限しております。また、各法人に対しても、資料についてはすべてプレゼンテーションのみで使用することを通知して提出してもらっているため、プレゼン内容については公表できません。

選定された理由については各審査員の採点が高得点であったためであり、この採点結果についてはHPで公表しております。採点の内訳等詳細についても柏市情報公開条例に基づいて、情報公開請求により開示可能です。

Q.新規法人の運営によって、これまで築き上げたものがゼロにする理由、新たに税金を投入する理由を知りたい。

A. 市ではインフォメーションセンター事業として、インフォメーション協会に委託料、負担金を支出してきました。今回、運営法人交代はありましたが、例年の支出金額としては同金額であり、新たな税金の投入をするものではありません。

また、カシワニや成果物等、資産の引き継ぎに関することについては、市として運営法人の交代により資産の引き継ぎについて拒否あるいは強制をするものではなく、今後もインフォメーション協会及び新規法人と協議して決定していくものにはなりますが、最終的にはインフォメーション協会の引き継ぎの意思決定に従うものとなると考えております。

Q.引継ぎは、新規法人、柏市インフォメーション協会、市の三者で行うべき

A. 現在は各法人のスケジュールの関係からなかなか一堂に会する機会があり

ませんが、迅速な協議の機会確保を優先し、新規法人と市、柏市インフォメーション協会と市、といった形で、市が間に入り、変則的な形での三者での協議を継続しております。

Q. プロポーザル方式は、市と運営団体も無駄にならないような内容で実施すべき

Q. 市が行ったプロポーザル審査なのだから、様々な引継ぎ（マップやボランティア）において、市が介入すべき

Q. 対価を前提とした、柏市インフォメーション協会の知的及び物的資産の使用の有無について、新規法人と協議する機会を、市が指導してつくるべき

Q. ファイルやマップは、新規法人へ引き継がせてほしい

A. マップやボランティア等、様々な事項の引き継ぎに関することについては、市として運営法人の交代により引き継ぎについて拒否あるいは強制をするものではなく、今後もインフォメーション協会及び新規法人と協議して決定していくものにはなりますが、最終的にはインフォメーション協会の引き継ぎの意思決定に従うものとなると考えております。

Q. 閉館を 3/15 の広報で告知するというのは、利用者への便宜をどう考えているのか？

A. 3/16 からの閉館について、インフォメーション協会から申し入れがあった時点で可能な周知手段を講じた結果、3/15 号の広報への掲載となりました。また、そのほか、市 HP での周知も行っております。

Q. 急な展開の理由を教えてください

A. かしわインフォメーションセンターのあり方については、2年前から継続で取り組まれてきた課題であり、成果実績を考慮しながら進めてきた事業となります。今回、事業評価と併せ、長期で一法人に運営を随意契約してきた契約方法の公平性・透明性を見直す観点から、契約をプロポーザル方式とし、結果として運営法人の交代に至ったものです。プロポーザルの結果通知が、市の予算確定のタイミングと併せ1月末になったことから、ボランティアの方々や関係者への説明のタイミングが現在となり、ご迷惑をおかけしたことをお詫びいたします。

Q. KIC に登録されているボランティアを，個人情報と共に，次の団体に引き継がせてほしい

Q. 新規法人の運営方針や市民との対応の仕方等は，いつ公示されるのか

A. 新規法人についても市民の皆さんとともに事業を行っていくべく様々な構想を練っている最中であり，4月にはボランティアの募集の案内を行いたいとの意向を伺っております。

Q. 次の団体の運営が5年間という時限は，どこで決まったのか？

A. 「かしわインフォメーションセンター」業務の性格上，単年度で実績が出ることは考えにくく，運営法人の実績を評価し得る必要年数と，市が予算上債務負担し得る期間を柏市として検討した結果，特段の事情がない限り5年間の委託としたものです。

Q. 「かしわインフォメーションセンター」の運営はプロポーザルではかるべきではない

A. 市の契約は一般的に入札方式で決定されますが，「かしわインフォメーションセンター」業務は金額のみで決せられるべきものではなく，実施事業内容で決定するべきものだと考えます。今回は，長期で一法人に運営を随意契約してきた経緯から，契約方法の公平性・透明性を見直し，客観的に事業内容についての評価を行うため，契約をプロポーザル方式とし，結果として運営法人の交代に至ったものです。

Q. 財政難の時代に3千万の予算は考えさせられる

A. 運営法人交代はありましたが，インフォメーションセンター事業に対する年間支出金額としては例年と同金額であり，大きな増減はありません。